

秋田県公報

目次

告示
○介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定(二七七)

四・長寿社会課	1
○漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(二七五・団体指導室)	1
○争議行為の予告(二七六・雇用労働政策課)	1
○基本測量実施の通知(二七七・建設管理課)	2
○入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(二七八・秋田地域振興局農林部)	2
○農地保有合理化事業規程の変更の承認(二七九・平鹿地域振興局農林部)	2
公告	
○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	2
○土地改良区の役員の変更の届出(仙北地域振興局農林部)	2
教育委員会告示	

○教育委員会会議の開催(一一・教育庁総務課)	2
------------------------	---

秋田県告示第二百七十四号
 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十四条の二に規定する指定市町村事務受託法人を指定したので、同法第十一条六の規定に基づき、公示する。
 平成二十一年六月九日
 秋田県知事 佐竹敬久

名 称	和幸苑指定居宅介護支援事業所
所 在 地	男鹿市角間崎字岡見沢八十六番地十二
申請者及び代表者	社会福祉法人若美さくら会理事長 石黒茂雄
申請者所在地	男鹿市角間崎字岡見沢八十六番地十二
指定年月日	平成二十一年六月一日
受託事務の種類	要介護認定調査
居宅サービス等の提供有無	有

秋田県告示第二百七十五号
 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第

二十八号)第一百二十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成二十一年六月九日
 秋田県知事 佐竹敬久

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名	加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
	秋田市下浜桂根字境川百七十三番地 秋田市下浜羽川字下野二番地十二号	秋田市南	平成二十一年六月九日から同月二十一日まで	秋田市浜田字西出小屋百五番地三 秋田県漁業協同組合秋田支所
	齋藤 八郎 赤田 敬三	秋田県漁業協同組合		

秋田県告示第二百七十六号
 平成二十一年五月十五日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長 中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十

条の四第四項の規定に基づき、公表する。
 平成二十一年六月九日
 秋田県知事 佐竹敬久

年間手当に関すること。
 二 日時
 平成二十一年六月十日以降事件解決の時まで、連日又は短時間に行う。

三 場所

- 鹿角市花輪字八正寺十三番地 鹿角組合総合病院
- 北秋田市花園町十番五号 北秋中央病院
- 能代市落合字上前田地内 山本組合総合病院
- 南秋田郡八郎潟町川崎字員保三十七番地 湖東総合病院
- 秋田市飯島西袋一丁目一番一号 秋田組合総合病院
- 由利本荘市川口字家後三十八番地 由利組合総合病院
- 大仙市大曲通町一番地三十号 仙北組合総合病院
- 横手市前郷字八ッ口三番一 平鹿総合病院
- 湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地 雄勝中央病院
- 秋田市八橋南二丁目十番十六号 秋田県厚生連本所

四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第二百七十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十一年六月九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

公 告

- 一 作業の種類
基本測量（岩手・宮城内陸地震に伴う基準点改測作業）
- 二 作業を行う地域
横手市、湯沢市、雄勝郡東成瀬村
- 三 作業を行う期間
平成二十一年七月十五日から同年十二月二十五日まで

秋田県告示第二百七十八号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第一項の規定により、八郎潟町夜叉袋入会林野整備組合代表者村井清之丞からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年六月九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 申請年月日 平成二十一年五月二十六日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 八郎潟町夜叉袋入会林野整備計

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十二号

次のとおり教育委員会会議を開催する。
平成二十一年六月九日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

- 一 日時 平成二十一年六月十一日 午後二時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
 - (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
 - (二) 秋田県産業教育審議会委員の任命について
 - (三) 物損事故に係る和解について
 - (四) 秋田県社会教育委員の任命について
 - (五) 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
 - (六) 秋田県立博物館協議会委員の任命について
 - (七) その他

画書の写し

- 三 縦覧期間 平成二十一年六月十日から同年七月九日まで
- 四 縦覧場所 秋田地域振興局農林部森づくり推進課、八郎潟町役場及び五城目町役場

秋田県告示第二百七十九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年六月九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
財団法人横手市みどり公社
- 二 農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号及び第四号に掲げる事業
- 三 変更内容
農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の改正に伴う農用地等の売渡し等の相手方に係る要件の変更等
- 四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成二十一年六月二日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、湯上市天王土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年六月二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年六月九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の内届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年六月九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 退任監事の住所及び氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 大仙市長野字六日町三十九番地 佐藤 秀一

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubara-ansatsu.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄